

平成 28 年 網走市議会  
 総 務 経 済 委 員 会 会 議 録  
 平成 28 年 6 月 16 日 (木曜日)

○日時 平成28年 6 月 16 日 午前10時06分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第 1 号 平成28年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第 3 号 平成28年度網走市公共下水道特別会計補正予算
3. 議案第 4 号 網走市税条例の一部を改正する条例制定について
4. 議案第 5 号 網走市税条例等の一部を改正する条例制定について
5. 議案第 6 号 網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定する条例制定について
6. 議案第12号 財産の購入について
7. 議案第13号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
8. 請願第 9 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願
9. 請願第10号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出についての請願
10. 陳情第 5 号 安全保障関連法案を廃止とし、国民的論議をつくすよう政府および国会に意見書を提出することを求める陳情
11. 陳情第17号 租税についてプライバシーに配慮しながら適切な課税を求める陳情
12. 陳情第18号 障がい者の参政権を担保するように関係法令の改正を求める陳情
13. 陳情第21号 オスプレイより確かなくらしを。  
安全保障関連法を廃止または執行停止して防衛予算を削減し、社会保障予算を拡充するよう政府と国会に意見書を提出することを求め

る陳情

14. 農作物の作況調査の実施について

15. その他

○出席委員 ( 8 名 )

委 員 長	渡 部 眞 美
副 委 員 長	井 戸 達 也
委 員	川原田 英 世
	工 藤 英 治
	佐々木 玲 子
	田 島 央 一
	立 崎 聡 一
	松 浦 敏 司

○欠席委員 ( 0 名 )

○委員外議員 ( 1 名 )

議 長	山 田 庫 司 郎
-----	-----------

○傍聴議員 ( 3 名 )

小田部 照
金 兵 智 則
平 賀 貴 幸

○説明者

副 市 長	川 田 昌 弘
企画総務部長	岩 永 雅 浩
経 済 部 長	後 藤 利 博
観 光 部 長	二 宮 直 輝
水産港湾部長	河 野 宣 昭
建 設 部 長	石 川 裕 将
水 道 部 長	佐々木 浩 司
企画調整課長	高 井 秀 利
総 務 課 長	岩 尾 弘 敏
財 政 課 長	秋 葉 孝 博
税 務 課 長	野 呂 俊 広
商工労働課長	田 口 徹
観 光 課 長	伊 倉 直 樹
水産漁港課長	脇 本 美 三
港 湾 課 長	佐々木 修 司
建 築 課 長	小 原 功 学
都市開発課長	立 花 学

土木管理課長 高橋 勉  
土木管理課参事 阿部 昌和  
下水道課長 中村 昭彦

.....  
選管事務局長 山本 規与思

○事務局職員

事務局長 大島 昌之  
次長 永倉 一之  
主査 小林 久一

午前10時06分開会

○渡部眞美委員長 おはようございます。

ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、先日、付託されました議案7件、請願2件、陳情4件の合計13件について審査をいたします。

審査の進行につきましては、最初に企画総務部、水産港湾部、観光部関係の議案を審査いたしまして、理事者入れかえの後、建設部、水道部関係の議案を審査いたします。

再度、理事者入れかえ後、当委員会に付託されています請願・陳情の審査を行います。

その後ですね、作況調査の実施について協議をしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは初めに、議案第1号平成28年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分の企画調整課所管分、6次産業化ネットワークづくりに対する補助金について説明を求めます。

○高井秀利企画調整課長 平成28年度一般会計企画振興費6次産業化ネットワークづくり支援事業について御説明申し上げます。

議案資料1号4ページをごらん願います。

補正の理由並びに内容についてであります。東京農業大学が実施する6次産業化ネットワーク活動交付金支援体制整備事業において、北海道の6次産業化ネットワークづくり支援事業補助金推進事業に係る配分予定額の内報を受けたことから、6次産業化の推進を目的とした農林漁業者及び民間事業者などのネットワークづくりに対し、補助をするために不定期の追加補正をするものです。

追加補正する内容といたしましては、6次産業化ネットワークづくりの取り組みに対する補助金として420万円を計上するものです。

補正額の①歳出予算は記載のとおりです。

財源内訳は全額道補助金420万円となっております。

②歳入予算の科目及び補正額につきましては、記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○川原田英世委員 私の方からちょっと質問させていただきますのですが、これは当初上がっていた東京農業大学の、何というか、ブースを持って販売するといったものとは違うのですか。

6次化で、最初にあがってきたものとはまた違う別の事業をするということ、全く新しい事業を行うということなのでしょうか。

○高井秀利企画調整課長 6次産業化ネットワークは昨年度も実は実施している事業なのですが、道の補助金を活用して、農業者の方を、今回です人材育成をしようという事業でありまして、当初予算の事業とはまた別の事業となります。

○川原田英世委員 わかりました。

農業者を中心とした、漁業者とも書いていますが、漁業者ではなく農業者を中心にネットワークをつくっていくということで、そちらのほうのネットワークづくり、網走以外の農業者も含めてのネットワークづくりになってくるということで理解してよろしかったでしょうか。

○高井秀利企画調整課長 農林水産業の方を対象として募集をするということは聞いているのけれども、なかなか水産業の方で手をあげる方がいらっしゃらないという話は聞いております。

中心となるのは農業生産者の方ではないだろうかということで、農大さんの方からもお話は聞いております。

一応市内の農業生産者の方を対象に、人材育成事業を実施したいというふうに話しは聞いております。

○川原田英世委員 わかりました。

道の交付金が補助金だということで、事業内容がさらにグレードアップするというか、深まっていくのだろうかと思うのですが、農大で入っていったネットワークをつくっていくと、最終的な目標としているビジョンというのはこういった形になるのか教えていただきたいのですか。

○高井秀利企画調整課長 この事業の目的におきましては、生産活動に特化してきた生産者の方をですね、意識改革等を行って、国際競争力の高い農業へ

の展開とビジネス起業を強化したいというところに目標を置いていらっしゃるに、そのさきに、首都圏等の民間事業者の方たちとのネットワークをつくって6次産業化のものを首都圏のほうにも提供できればという考えを持つところでございます。

○川原田英世委員 わかりました。

なかなか難しい6次産業化ということもありますので、やっぱり農大のような技術を持っているところと、しっかりと技術的に連携していくということも大事ですし、ネットワークをつくった上で試作して、どんどん販売試作もできるようにしていかなければいけないので、その土台も並行してつくっていかなければいけないということもあると思いますので、そこら辺も深めながらですね、実行を進めていただきたいと思います。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 6次産業化ということで、私たちの所管委員会として行政視察を何カ所か行って来たのですが、やはり、この網走で行う上で一番困難なのは第1次産業が非常に大規模なのですね。

そういう点では、私達が見てきたところは比較的小規模の農業とか、そういったところと連携しているというのがあって、なるほどというのはあるのだけれども、この網走でといったときに、農業も漁業も相当大規模で、そして家族全員でやっているという点で、なかなか難しい課題だなというふうに感じていたのです。

そういう意味で、今、川原田委員との質疑を聞いていて、そういう点で、その困難性は当然わかっていて、この道の補助金を活用してやるのだろうというふうに思うのですが、その辺の見通しと言いますか、その辺ざっくりでいいのですが、お聞きしたいと思います。

○高井秀利企画調整課長 松浦委員のおっしゃるとおり、かなり難しい問題ではあると思うのですが、まずは、農業者の方の意識改革を進めたいというふうに農大は考えているようであります。

その先につなげるということが目的でありまして、同時に創成塾も開設しておりますので、そこでも6次産業化というふうに取り組まれておりますので、その創成塾とあわせて、6次産業化に取り組まれる生産者の方を育てていきたいという考えを持ってございます。

○松浦敏司委員 ぜひ、うまくいくように努力をしていただきたいと思います。

私から以上です。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは続きまして、呼人漁港整備事業負担金について説明を求めます。

○脇本美三水産漁港課長 それでは議案資料1号の5ページをごらんいただきたいと存じます。

平成28年度一般会計補正予算漁港整備費呼人漁港整備事業負担金について御説明申し上げます。

補正の理由及び内容でございますが、北海道における予算調整によりまして、当初予算に計上した呼人漁港の整備事業費が減額されることとなりましたことから、北海道への負担金を減額補正するものでございます。

補正額でございますが、歳出予算では、負担金1,976万8,000円を減額するものでございます。

歳入予算では、西網走漁業協同組合からの分担金41万6,000円を増額し、市債1,920万円を減額するものでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○田島央一委員 今回、道の予算調整、特に減額ということに伴っての計上なのですが、今後の計画に対して与える影響みたいなものは何か示せるものはありますか。

○脇本美三水産漁港課長 今後の影響ということで、とりあえずですね、今あの北海道から説明を受けているのは、これ全国的な国の予算の関係もあって、北海道でいろいろな要件を検討して調整をしたということだと思いますが、とりあえず完成年度が当初は平成29年度というふうに説明を受けていたのですが、今回の減額に伴って当面1年延びるということで平成30年度の完成予定であると。

現段階では完成予定ということで、特に呼人漁港の北防波堤からの物揚げ場の整備がですね、107メートルを計画していたところなのですが、それは今年度については15メートルまでということで、今後の影響についてはですね、今後残った事業を予定どおり30年度で終わることを北海道に対しても要望していきたいと思いますが、現状ではお話しできるとすればこの程度です。

○田島央一委員 これ全国的にというお話がちょっと出たので、もし答えられなかったら副市長でも構わないのですが、例えば熊本の震災があって、全国的に予算がある程度ストップがかかって、そちらに

集中するのだとか、国のほうからもしそういった指示があったりとか、そういう情報をもし得ているのであれば、教えていただければと思います。

**○川田昌弘副市長** 国全体の事業調整で、現実的に内示をうけた額については、例年も減額されることもあるのですが、今年度についてはかなり大幅に内示額が下げられていると。

要望をしていた額よりも下げられていると。

これは、今、委員がおっしゃったように震災で公共事業の予算の総額がシフトしているのか、それともその全体的な公共事業の額が減っているのか。

これ省庁によってもちょっと考え方が違ってですね、例えば公営住宅などは逆に予算がついた部分もあるんですね。

ですから、そこは国の事業調整はどういうふうな形で全体がやられてるかは、正直把握はしていないのですが、かなり例年に比べて内示額が落ちているという現状はあります。

**○田島央一委員** これからのちょっと質疑にもかかわるのですが、今日出てくる案件は確か河川だとか、橋脚、道路も含めてそれぞれあると思うのですが、網走市の予算の中で公共事業の額はかなり減らされていると思うのですが、全体的な数値として、今回の減額で網走市全体の公共事業費の部分の、どれくらい減少になったのか、もし数字があるのでしたら教えていただきたいのですが。

概算でも構わないのですが。

**○川田昌弘副市長** 今、お答えする材料はないのですが、個別の道路だとか今回減額してる部分については、後ほど、それぞれの担当の部署で答えられるような数字は持っておりますので、その際にしていただければと思います。

今後、公共事業に関しては国の補正予算というのが、今年度はどういうふうになるのかということもあって、今回、減額された額については、国の補正予算がもし措置をされるのであれば、そこに向けて一生懸命に要望していかなければならないというふうな考えは持っています。

**○田島央一委員** わかりました。

そうすると、漁港整備の部分で、網走市全体としてはどれくらい数字が全体からすると減っているのか、パーセンテージとかお持ちですか。

**○脇本美三水産漁港課長** 鱒浦漁港の関係の事業費の数値をちょっと持ち合わせていませんので、詳しい数字はちょっと今お話しできませんが、呼人漁港

で限りますとですね、地元負担金が当初約2,300万円でしたが、地元負担金を320万円ということですから、負担金ベースでいくと約8割くらい落ちているということになります。

呼人漁港に限って言えばそういうことになります。

**○田島央一委員** ちなみにこれ入札行為はまだなのでしょうか。

その入札をもししているのであれば、契約の内容に含めて、違約金が出るだとか、その辺の影響というのはなにかあるのかなと思うのですが。

**○脇本美三水産漁港課長** まず発注者は北海道になります。

私どものほうで契約行為をするわけではないわけですが、入札はこれ今後だというふうに聞いていまして、漁港ですので漁期等の関係ですとか、その辺の調整が出てきてですね、その調整をした上で、今後入札をするということになりますので、違約金等については契約行為はまだ行われていませんので、発生をしないという理解でいいかと思います。

**○田島央一委員** 承知しました。

**○渡部眞美委員長** 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

**○渡部眞美委員** では続きまして、スポーツツーリズムの推進事業について説明を求めます。

**○伊倉直輝観光課長** 平成28年度一般会計観光振興費オホーツク網走マラソン開催負担金の補正予算について御説明申し上げます。

議案資料1号、6ページをごらんください。

補正の理由及び内容についてでございますが、オホーツク網走マラソンの開催に対するスポーツ振興くじ助成金通称totoの交付決定に伴いまして、その財源を補正するものでございます。

補正額であります。歳入で諸収入、オホーツク網走マラソン開催助成金として569万6,000円の追加補正を行います。

これに伴いまして、一般財源の所要額は569万6,000円の減額となります。

以上でございます。

**○渡部眞美委員長** 質疑に入ります。

**○川原田英世委員** 去年に引き続きtotoで、ということうれしいなというところが一つなのですが、具体的に何に使うのか、去年当たった時は、コーンを購入するだとか、そういうような今後も使えるよ

うな資材を購入したというふう聞いていたのですが、今年はどういった内容で使う予定なのか、お聞かせいただきたいのですが。

○伊倉直輝観光課長 今、お話がありましたように、昨年は第1回で、ある程度の備品というのはカラーコーンですとかゲート、看板、のぼり等の部分は整備できました。

これ以外に恒常的にかかるものとしまして、参加する選手の参加賞の記念品ですとか、あとはその大会の募集の告知の広告宣伝費等が主な経費というふうになっております。

○川原田英世委員 わかりました。

設備というかそういう物以外でも、単年ごとで使うようなものにも、この助成金は使っていないというふうになっているという理解でよかったですでしょうか。

○伊倉直輝観光課長 それで大丈夫です。

間違いありません。

○川原田英世委員 オホーツクマラソンは2回目ということで、今後も続けていく上でこういったtotoだとか、そういったところでお力添えいただけたところは非常に大事だと思いますので、きっと今年もスタッフの皆さんは、totoと書いたシャツを着ながら選手をお出迎えするということになると思います。そういった中で、今後とも長く続いていけるようにですね、totoの方とも関係を保って続けていただきたいなと思います。

よろしく願います。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それでは続きまして、港湾建設費補正予算について説明を求めます。

○佐々木修司港湾課長 続きまして、議案資料1号の19ページをごらんください。

平成28年度一般会計港湾建設費補正予算国直轄港湾整備事業負担金について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。国の予算調整によりまして、当初予算に計上した要望事業費が変更になったことから、負担金2,200万円を減額補正するものでございます。

減額補正となります事業内容は、新港地区南防波堤延伸事業でございます。

補正額であります。歳出予算では表のとおり、補正後の額は9,800万円となるものでございます。

歳入予算では表のとおりで、市債の補正後の額が8,820万円となるものでございます。

施工箇所につきましては、20ページに記載してございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○田島央一委員 先ほどの質疑から続くような形になりますけれど、これ影響額という部分で出ているのですが、割合として、先ほど8割減とか、その辺の数字をちょっとお示しいただきたいのですが。

○佐々木修司港湾課長 事業費ベースでいきますと、平成25年度の実績で7億2,300万円。

平成26年度実績で4億7,320万円。

平成27年度実績で7億7,830万円。

今年度、現在のところ4億3,270万円という推移になっております。

○渡部眞美委員長 暫時休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時23分再開

○渡部眞美委員長 再開いたします。

○佐々木修司港湾課長 事業費ベースで18.4%の減となっています。

○田島央一委員 今後の影響についてなのですが、これ2カ所ありますが、施工箇所2カ所。

次のページに書いてありますけれど、これ両方とも遅らせるような形を基本的にとるということでよろしいですか。

片方だけやるとかそういうことではないですよ。

○佐々木修司港湾課長 今回の補正につきましては、南防波堤の延伸事業の方の減額となっております。物揚げ場の方の改良事業については、当初予算どおりです。

○田島央一委員 全体的な計画の影響というのは、どのように見込んでいるのか、お伺いしたいと思うのですが。

完成年度も含めて。

○佐々木修司港湾課長 南防波堤延伸事業につきましては、静穏度向上対策ということでございますが、平成31年度に終了予定です。

その後、南防波堤のかさ上げ等含めると平成34年度に完了する計画となっております。

○田島央一委員 変わったのですか。

○佐々木修司港湾課長 計画は変更ありません。

○田島央一委員 変更なし。

○渡部眞美委員長 田島委員、よろしいですか。

○田島央一委員 承知しました。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それではお諮りいたします。

議案第1号平成28年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分のうち企画総務部、水産港湾部、観光部関係については、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたします。

---

○渡部眞美委員長 それでは続きまして、議案第4号網走市税条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○野呂俊広税務課長 議案資料34ページ、資料2号をごらんいただきたいと思います。

議案第4号網走市税条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

改正の趣旨内容でございますが、市の指定基準を満たした個人市民税の寄附金税額の控除対象となる、特定非営利活動法人を指定することに伴い、当該条例の所要の改正を行うものでございまして、新たに指定する法人名称等につきましては、下段の新旧対照表に記載の特定非営利活動法人網走スポーツクラブを指定するものでございます。

本条例については、昨年平成27年第2回定例市議会において、網走市で指定したNPO法人に寄附をした場合に、住民税の寄附控除が適用されるための条例が新たに制定されたところでございます。

その際、網走市で指定したNPO法人はございませんでしたので、空欄での制定でございましたが、今回1件の指定の申請があり、審査を完了し、法人の名称等を条例上に規定するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行期日及び寄附金税額控除の適用期日については、資料記載のとおりでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○川原田英世委員 対象となるNPO法人がここに入ってきたということなんですが、ほかのNPO法人、網走にあるNPO法人に対して、告知というか情報提供等はされているのか。

されているとすればどういった内容をされている

のか教えていただきたいのですが。

○野呂俊広税務課長 NPO法人自体の所管が市民課のほうで行っているのですが、この制度ができたときにですね、法人に対してはそれぞれ個別に周知をしているというふうに聞いてございます。

○川原田英世委員 わかりました。

個別にしっかり周知していただいて、こういう制度があるということ、情報に格差がないようにしていただきたいなと思います。

また、今回初めてNPO法人として網走スポーツクラブが控除対象となったのですが、対象となったことでどのくらいの想定金額として、どのくらい控除されると想定している、そういった資産がもしあるのであれば、教えていただきたいのですが。

そういったものは持ち合わせているのでしょうか。

○野呂俊広税務課長 去年のですね、市税全体における市民税の寄附の金額というのは、市民税で額にして574万ぐらいでございます。

税額にすると6%なので、税額にすると34万4,000円ぐらい市全体であります。

それである、今回この制度ができて、どのぐらい影響があるのかというふうにいえば、かなり限定的だとは思いますが、それによってNPO法人の活動が、基盤強化になるということを考えれば、先ほど言ったように個別に周知して、個人がみずからの取り組み内容を、事業内容を積極的にアピールしていただいて、情報発信をして多くの寄附金をいただいていたというふうには思っていますけれども、具体的なその額というのはちょっと予想しかねる状況です。

○川原田英世委員 わかりました。

寄附する側に対してもある程度の情報が必要なことでもあるかと思えますけれども、よりNPOが活発に活動できるようにですね、すすめていただきたいと思いますので、よろしく願います。

以上です。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それではお諮りいたします。

議案第4号網走市税条例の一部を改正する条例制定について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○**渡部眞美委員長** それでは続きまして、議案第5号網走市税条例等の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○**野呂俊広税務課長** 議案資料35ページ、資料3号をごらんいただきたいと思います。

議案第5号網走市税条例等の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

初めに改正の趣旨でございますが、地方税法等の改正に伴い、当該条例の関係部分について所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、1点目は地方税法の改正に伴い、法人税割の税率を現行の12.1%から8.4%へ変更するものでございます。

2点目は、軽自動車税環境性能割が導入されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

これは消費税率が10%に引き上がる際、現行の自動車取得税にかわり創設される予定のものでございます。

なお、消費税率の引き上げの延期が正式に決定された際には、追って経過措置等の必要な改正を行う予定でございます。

3点目は、国税の延滞税に係る見直しに準じ、市民税等の延滞金にかかる計算期間等について所要の改正を行うものでございます。

4点目は国税における医療費控除の特例、スイッチOTC薬控除が設けられることに伴い、所要の改正を行うものでございまして、年間1万2,000円を超える購入額分を8万8,000円を限度として、特例の医療費控除とするものでございます。

5点目は、固定資産税課税標準の特例の規定に地域決定型地方税制特例措置いわゆる「わがまち特例」の規定を追加するものでございまして、地方税法の改正で新たに固定資産税における津波対策の用に供する港湾施設などの項目が我がまち特例の対象となったことから、所要の改正を行うものでございます。

施行期日及び経過措置については資料36ページ、37ページに記載のとおりでございます。

また新旧対照表につきましては、資料38ページから60ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

○**渡部眞美委員長** 質疑に入ります。

○**松浦敏司委員** まず、法人税割の税率の変更について伺いたいのですが、網走市内における法人というのがどのくらいあって、そのうち、法人税を納めている法人はどのくらいあるのか伺いたいと思います。

○**野呂俊広税務課長** 網走市における法人社数につきましては、1,013件ございます。

そのうち、納めているということについて、ちょっと今現在資料が手元にございませぬので、お答えできないのですが、ちょっとお時間いただきたいと思います。

今回の影響額については3.7%減額などということですが、影響額約6,000万円と推計しているところでございます。

○**松浦敏司委員** 網走ではほとんどが中小業者なので、そういう意味では、事業主にとっては、喜ばしいことではあるのだけれども、地方自治体にとっては収入が減るということになりますので、影響が大きいと、6,000万ですからね。

それだけ影響を受けるということなので、それはそれでやむを得ないということだろうというふうに思います。これについてはわかりました。

次に、軽自動車の環境性能割の創設等ということで、これによって、どんなふうになるのか伺いたいのですが。

○**野呂俊広税務課長** 現行、自動車を購入する際には、自動車取得税という税目が購入価格に対して課せられています。

今回の地方税法の改正によって、消費税率が10%に引き上がる際には廃止されて、かわりに環境性能割という制度ができる予定になっています。

これは、自動車購入価格に対して課税されるという基本的な仕組みは変わらないものでございます。今までのエコカー減税にありますように、環境への負荷が少ない車は税金が軽減されています。

今回はさらにこの環境負荷に対する要件、ハードルを上げるような形で、自動車取得税の機能を維持強化する仕組みとされていまして、影響額なのですが、従前の自動車取得税は、エコカー減税を適用すると6区分になっています。

燃費性能に応じて税率の低い方から、非課税、0.4%、0.8%、1.2%、1.6%、2%という税率になっています。

これが今回創設される環境性能割になりますと、低い方から非課税、1%、2%の3区分となるもの

ですから、最高税率が2%という点はかわりはありませんけれども、増税の影響を受ける範囲が広がるというふうに考えていまして、例えば自動車を保有している市民側からの、個人の影響で考えますと、平成32年度の燃費基準というものがあるのですが、平成32年度より厳しい燃費基準を達成したとしても、現行の自動車取得税の0.8%から今回1%というふうな増税になりますから、取得価格が100万円の軽自動車を購入したと仮定しますと、自動車取得税では8,000円でしたが、環境性能割では1万円ということで、2,000円の増税になるというふうに考えています。

しかしながら、国の見込みで言いますと、昨今の自動車性能の向上を見るに、新車販売台数の約半分が非課税の対象となる見通しというふうな見解が示されているところでございます。

**○松浦敏司委員** いずれにしても、結果としては、若干ではあるけれども、増税にはなるということだというふうに思います。

それで、消費税率が、安倍首相が先日、さらに2年半先送りするというふうに表明したということで、たぶんそうなるのだろうと思うのですが、この関係はどうなるのでしょうか。

あくまでも10%想定してのことだろうと思うのですが、それがなくなるというか、2年半先に送られるということなので、この部分が影響を受けるのではないかと思うのですが。

**○野呂俊広税務課長** 消費税率の再延期に伴って、この自動車軽自動車全体を含めて、この制度がどうなるかということとはさまざまな報道がなされていて、財源が担保されていないのであれば、同じように延期になるのか、それとも先行してこの税率を提供するのかというのは、ちょっといろいろな報道がなされていますが、現段階では国の方から正式に示されたものはございません。

**○松浦敏司委員** そういう中で、とりあえずこの条例の一部を変えるということなのでしょうけれども、大体今、網走市内における車の新車購入にかかわって発生するもの。

税だと思うので、いま1年でどのくらいの新車の入れかえというのがあって、その結果として、どのくらいの影響が出ると見込まれるのか伺います。

**○野呂俊広税務課長** 自動車取得税は新車に限らず、中古免税では50万以下というのがありますが、中古車購入に対してもかかる税金であります。

今おっしゃいました新車の台数で言えば、新車の軽自動車の台数で言えば、全体で1,800台、網走市においては購入されているという数字がございます。

それで影響額についてなんですけれども、市税の影響額については、現行の自動車取得税はですね、全道におけます普通自動車軽自動車含めて、バストラック等すべての自動車に係る納付金額の66.5%相当額が、道内の市町村に、市町村道路の延長と面積に応じ、案分率により交付されています。

それに北海道全体の車両の販売台数、それから全道の道路延長面積等によって案分されるのですが、この詳細がちょっと不明でございまして、影響額については、なかなか改正できない状況であるため、軽自動車だけに係る影響額が積算しがたい状況にあります。

今後、新年度までに他の車両とあわせて、どの程度影響があるのかということを財政部局と連携しながら、影響額を積算していきたいというふうに考えていますが、ちなみに、国によります全国ベースでの試算ということになりますと、200億円の減収が見込まれているというふうに示されております。

**○松浦敏司委員** 非常に複雑な計算なのだなというふうに思いますし、ただ、今、国内的には、軽自動車の販売というのは相当ね、普通車から軽自動車に切りかえていくというのが相当あって、そういう中で、先日来報道されている燃費の不正な申請と申しますか、なされているというのがわかって、今全体に相当車の販売そのものが極端に、特にあそこに報じられているメーカーなどは相当大きな形で新車購入の台数が激減してるといようなこともあります。

しかし、いずれにしても今、国民的には、どうしても収入が不安定、あるいは所得が上がらないという中で、軽自動車に、どうしてもシフトしていくという傾向が大きいのだろうというふうに思います。

そういう中で、結果として増税になるというのは、やはりあの、今のこの御時世では、非常にづらい状況が出るのだろうなというふうに思います。

次にいきますが、延滞金の計算期間等の変更ということなのですが、これは私もよくわからないので、もうちょっと詳しく教えていただきたい。

**○野呂俊広税務課長** これはですね、平成26年の最高裁で、相続税において、一旦税が確定した後に減額更生がされて、その後に再度増額更正がなされた場合に、増額修正によって新たに納付すべき異なっ

た税額にかかる部分で、法定納期限の翌日から、新たに納付すべきこととなった税額の納期限の期間までに係る延滞税は発生しない、という判決がなされたということによって、この考えを個人市民税・住民税等にも適用するというものでございます。

○松浦敏司委員 網走市内における、そういった影響を受ける部分というのは結構あるのでしょうか。

○野呂俊広税務課長 延滞金については、実務上延滞金の徴収は行ってございませんので、影響はないというふうに考えてございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

4点目の医療費控除の特例の創設ということですが、一般的には、これまで私達の一般的な認識としては、年に10万円を超えるものについて、というような認識があったのですが、今回、一定の特例として、1万2,000円を超える云々というふうなことなのですが、具体的にはどういう場合がこの特例に当たるのか伺います。

○野呂俊広税務課長 具体的にスイッチOTC薬というものはですね、簡単に表現しますと、医師の処方せんを必要とする医療用から、いわゆる市販薬へと切りかわった医薬品を指すものでございまして、これらの薬の購入を医療費控除の特例として、先ほど言いましたとおり、年間1万2,000円を超える分を、8万8,000円を限度として、医療費控除の対象とするものでございます。

現行の医療費控除が自己負担額10万円を超えて対象としているのに比べ、提供のハードルが低く設定されているというのが大きな特徴でございます。

ただし適用要件がございまして、健康の保持増進及び疾病への予防の取り組みとして、検診、予防接種、医療の医師の関与があるものに限り、これらを受けていることを要件とされているところでございます。

○松浦敏司委員 比較的健康的な人たちということになるのだと思うのですが、おおよそ対象となる人数というのは想定できるのでしょうか。

○野呂俊広税務課長 平成28年度の市道民税におけます、医療費控除の実績というのが1,950件ありまして、額にして3億7,000万あります。

これは、税額控除を受ける額ですので、税額にすると10%と考えますと、約3,700万というふうになります。

スイッチOTC薬にかかわることについての影響額についても、限定的であろうかというふうに考えて

います。

例えば市全体で、それらの積み重ねが100万を考えても、税額にすると10万円ということになります。

それから、もともとの医療費控除で10万以上払っている方も、もともとは適用を受けたということになりますから、スイッチOTC薬の特例を受けたとしても、もともとの医療費控除の方が相殺されて、少なくなるだろうというふうに考えると、非常に限定的な影響しかないというふうに考えております。

○松浦敏司委員 それは理解しました。

あと固定資産税の特例項目の追加ということなのですが、もうちょっと具体的に、どういった特例の中身なのか伺います。

○野呂俊広税務課長 これは平成24年度に、「わがまち特例」という制度ができてございます。

「わがまち特例」といいますのは、地方団体の自主自立の観点から、地方税法で定める特例措置を可能な限り廃止することによって、地方団体が独自に定める用地を拡大するためのもので、国で一律で定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組みのことをいいます。

今回ですね、地方税法の改正で新たに固定資産税における、先ほど言いました津波対策の用に供する港湾施設などの項目が加わったということで、地方税法に特例として定めていたものを条例に下ろしてと伺いますか、条例に委任されて規定するという中身のものになってございます。

○松浦敏司委員 わかりました。

今回のこの件については、軽自動車の部分についてはね、どうしても増税ということなので、なかなか私の意見としては、同意できないのですが、それ以外についてはわかりましたということで、受けとめます。

以上です。

○野呂俊広税務課長 先ほどの、法人市民税の件数1,013件につきましては、納税義務者数が1,013件ということございまして、これはすべて全員申告して納めている件数が1,013件ということございまして。

○渡部眞美委員長 よろしいでしょうか。

○松浦敏司委員 納税してる会社が1,013社で、ということなんです。

それはわかりましたが、では、網走全体でいくとそれ以上の法人があると思うのですが、その数は承

知していないのでしょうか。

○野呂俊広税務課長 いわゆる納めていないとなると、未申告になるのですが、未申告の法人に対しては、道の台帳と付け合せた上で、道の方が申告しているのに、市税の方は納めていないケースについては、毎年発生した場合については、申告を促して申告していただいているという状況でございます、実態がつかめない法人については、それぞれ道と連携を図りながら、調査をして、課税の客体の把握に努めているという状況でございます。

○松浦敏司委員 そうではなくてね、例えば法人があっても、利益が上がっていないために、法人税を納めることができない、納めなくてもいい法人があるのでよね。

日本全体でも、相当数法人税を納めることができない、だから、実際国が法人税を減税しても、その恩恵に預かるのは、ごく一部の4割とか3割とかくらいしか、その恩恵がないのですね。

だから、そういう点で、いわゆる法人と名乗っている会社の数を、把握する必要があるのではないかと思うのですが、それは把握していないということなのでしょうか。

○渡部眞美委員長 暫時休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前11時01分再開

○渡部眞美委員長 それでは再開いたします。

松浦委員に対する答弁から。

○野呂俊広税務課長 先ほどの法人市民税に係る納税義務者数の件でございますが、先ほど言いました1,013件を訂正させていただきまして、平成27年の当初の課税状況調べによる数値として発言させていただきますと、全体の納税義務者数が1,009件、このうち均等割のみを納めている法人が563件、残り446件が法人税割と均等割を納めている法人という内訳になってございます。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それではここでお諮りをいたします。

議案第5号網走市税条例等の一部を改正する条例制定について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

○松浦敏司委員 先ほど私が言ったのは、軽自動車については増税になるので、これは、自分としては容認はできませんと発言して。

それ以外については、賛成できるということで。

軽自動車の部分については容認できないということなので。

○渡部眞美委員長 1個だけ反対ということにならないかなと思って。

○松浦敏司委員 全会一致ではなく。

○渡部眞美委員長 全体的には賛成せざるを得ないのかなと、受けとめたものなので。

わかりました。

○松浦敏司委員 正式に討論させていただきます。

○渡部眞美委員長 それでは、すみません。

それでは議案第5号の網走市税条例等の一部を改正する条例制定についてなのですが、先ほど松浦委員のほうから発言がございまして、

○松浦敏司委員 改めて、討論をさせていただきますが、平成27年の新車購入で、大幅に1.5倍に引き上げられたと、それに続いて今回、若干ではあるけれども、結果として、増税になるということでありまして、今まさに暮らしが大変な状況の中で、車を軽自動車に切りかえるという全国的にも、この網走市内においても、そういう傾向がある中で、さらに、増税ということであれば、やはり、今の私たちの暮らしそのものが現実には、所得そのものは下がっている。

さらには増税されているということであれば、やはり暮らしに影響を与えるのは間違いないというふうに思いますので、この部分については、反対せざるを得ないということでありまして。

○渡部眞美委員長 ただいま松浦委員のほうから2番の軽自動車税のところは反対ということで、それなので全体をもって反対をするというふうな御意見が出ました。

ただいま工藤委員のほうから賛成という意見がございましたが、他の委員の方、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それではお諮りをいたします。

議案第5号網走市税条例等の一部を改正する条例制定について、大方の賛成者をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして議案第6号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について説

明を求めます。

○野呂俊広税務課長 議案資料61ページ、資料4号をごらんいただきたいと思います。

議案第6号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

初めに改正の趣旨でございますが、地方税法等の改正に伴い、本条例の関係部分について所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、都市計画税課税標準の特例の規定に、先ほどの固定資産税に同じく、地方決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」の規定を追加するものでございまして、地方税法の改正で新たに都市計画税における都市再生特別措置措置法に規定する公共施設等に供する家屋の項目が「わがまち特例」の対象となったことから、所要の改正を行うものでございます。

施行期日及び経過措置につきましては、3施行期日等に記載のとおりでございます。

また新旧対照表につきましては資料62ページから64ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

よろしいですか。

○松浦敏司委員 先ほど、質疑の中で中身については理解しましたので、わかりました。

○渡部眞美委員長 それではここでお諮りをいたします。

議案第6号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、一つ飛びまして7項目めになります。議案第13号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について説明を求めます。

○秋葉孝博財政課長 議案第13号及び議案資料の最後のページになります163ページ、資料11号をごらん願います。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきまして、御説明申し上げます。

目的でございますが辺地に係る公共的施設の整備を促進するため、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第8項の規定により、総合整備計画を変更するも

のでございます。

変更点は、事業内容で分けて2点ございまして、1点目は、平成26年度より取り組んでおります、郊外地区の道路整備でございます。

当初の計画は、道路の舗装化でございましたが、雨水側溝もあわせて整備する必要が生じたことから、平成28年度以降の事業費を追加しようとするものでございます。

対象となる地域と事業費は、浦士別辺地で2,300万円、嘉多山辺地で1,700万円をそれぞれ追加するものでございます。

2点目は、郊外地区の集会施設の環境整備として、合併浄化槽の設置とトイレの環境を整備するもので、対象となる地域と事業費は、浦士別辺地で870万円、音根内辺地で680万円、嘉多山辺地で1,150万円をそれぞれ追加するものでございます。

追加事業費は合計で6,700万円となり、このうち平成28年度の当初予算には4,700万円を計上しております。

残り2,000万円につきましては、平成29年度以降の計画であり、内容は道路整備となっております。

本計画は北海道知事との協議が整っておりますので、今回御審議の上議決をいただきました後に、総務大臣に提出することになります。

このことにより、財政上有利な辺地債の発行が可能となりまして、元利償還金の80%が地方交付税に算入されることとなります。

説明は以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、ここでお諮りをいたします。

議案第13号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

ここで理事者入れかえのため、暫時休憩をいたします。

午前11時16分休憩

午前11時18分再開

○渡部眞美委員長 それでは再開いたします。

続きまして、議案第1号の都市開発課所管分について7件、関連がございますので一括して説明を求めたいと思います。

○立花学都市開発課長 初めに、議案資料7ページ

から17ページの一般会計道路橋梁費及び道路橋梁新設改良費補正予算の6つの事業について御説明いたします。

補正の理由についてでございますが、関連があるため一括して御説明いたします。

ロードヒーティング整備事業のほか5事業におきまして、国の補助金を財源としておりました社会資本整備総合交付金の国庫補助金が減額となったことから、減額補正するものでございます。全体の社会資本総合交付金事業の今回減額された率といたしましては、50%が削減されており、道路橋梁費及び道路橋梁新設改良費におきましては前年に比べ89%減額という形になってございます。

補正の内容、補正額についてそれぞれ御説明いたします。

議案資料7ページをごらんください。平成28年度一般会計道路橋梁費（ロードヒーティング整備事業）の補正予算について御説明いたします。

1の補正の内容でございますが、ロードヒーティング整備事業に係る工事費を減額補正するものでございます。金額は7,000万円を減額するものでございます。

2の補正額ですが、歳出予算は補正前の額が7,000万円、補正額がマイナス7,000万円で、全額を減額するものでございます。財源内訳、補正後の額及び歳入予算は記載のとおりでございます。

また、予定しておりました施工箇所につきましては8ページに記載のとおりでございます。

次に、議案資料9ページをごらんください。

平成28年度一般会計道路橋梁新設改良費（道路ストック修繕事業）の補正予算について御説明いたします。

1の補正の内容でございますが、道路ストック修繕事業に係る工事費を減額補正するものであります。金額は3,500万円を減額するものでございます。

2の補正額ですが、歳出予算は補正前の額が5,000万円、補正額がマイナス3,500万円、財源内訳は記載のとおりで、補正後の額が1,500万円でございます。歳入予算は、記載のとおりでございます。

また、補正後の施工箇所につきましては、10ページに記載のとおりでございます。

次に議案資料11ページをごらんください。

平成28年度一般会計道路橋梁新設改良費（潮見鱒浦線歩道整備事業）の補正予算について御説明いたします。

1の補正の内容でございますが、潮見鱒浦線歩道整備事業に係る工事費及び補償費を減額補正するものであります。金額は工事費800万円、補償費1,000万円の合計1,800万円を減額するものでございます。

2の補正額ですが、歳出予算は補正前の額が4,000万円、補正額がマイナス1,800万円、財源内訳は記載のとおりで、補正後の額が2,200万円でございます。

歳入予算は記載のとおりで、補正後の施工箇所につきましては、12ページに記載のとおりであります。

次に議案資料13ページをごらんください。

平成28年度一般会計道路橋梁新設改良費（北西3丁目斜線歩道整備事業）の補正予算について御説明いたします。

1の補正の内容でございますが、北西3丁目斜線歩道整備事業に係る測量設計費及び工事費を減額補正するものであります。金額は測量設計費200万円、工事費500万円の合計700万円を減額するものでございます。

2の補正額ですが、歳出予算は補正前の額が1,500万円、補正額がマイナス700万円、財源内訳は記載のとおりで、補正後の額が800万円でございます。歳入予算は記載のとおりで、補正後の施工箇所につきましては、14ページに記載のとおりでございます。

次に、議案資料15ページをごらんください。

平成28年度一般会計道路橋梁新設改良費（1中グランド線歩道整備事業）の補正予算について御説明いたします。

1の補正の内容でございますが、1中グランド線歩道整備事業に係る測量設計費、工事費、土地購入費を減額補正するものであります。金額は測量設計費400万円、工事費800万円、土地購入費100万円を減額するもので、合計1,300万円を減額するものでございます。

2の補正額ですが、歳出予算は補正前の額が1,300万円、補正額がマイナス1,300万円で、全額を減額するものでございます。

財源内訳、補正後の額及び歳入予算は、記載のとおりで、予定しておりました施工箇所につきましては、16ページに記載のとおりでございます。

次に、議案資料17ページをごらんください。

平成28年度一般会計道路橋梁新設改良費（橋梁長寿命化修繕事業）の補正予算について御説明いたし

ます。

1の補正の内容であります。橋梁長寿命化修繕事業に係る工事費を、減額補正するものであります。金額は1,200万円を減額するものでございます。

2の補正額ですが、歳出予算は補正前の額が5,000万円、補正額がマイナス1,200万円、財源内訳は記載のとおりで、補正後の額が3,800万円でございます。

歳入予算は記載のとおりで、補正後の施工箇所につきましては、18ページの記載のとおり山下跨道橋でございます。

以上が、一般会計道路橋梁費及び道路橋梁新設改良費に係る補正予算でございます。

次に、議案資料21ページをごらんください。

平成28年度一般会計公園施設整備費（天都山公園整備事業）補正予算について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。環境省の自然環境交付金事業におきまして、国庫補助金の事業採択を受けたことに伴い、2年間の国庫補助金が見込めることから、事業期間を1年から2年に延伸し、公園整備に係る工事費を減額及び財源補正するものであります。減額する工事費は2,300万円でございます。

2の補正額ですが、歳出予算は補正前の額が6,000万円、補正額がマイナス2,300万円、財源内訳は国庫補助金990万円、市債マイナス3,270万円、一般財源マイナス20万円、補正後の額が3,700万円でございます。

歳入予算は記載のとおりでございます。

以上が、都市開発課所管分の補正予算でございます。

**○渡部眞美委員長** 質疑に入ります。

ございますか。

**○松浦敏司委員** 先ほども、若干議論があったのですが、こういう国の事情で、あくまで減額になるというのは、早々ない。

これまでも、あることはあったのだけれども、今回はとにかく2億を超える減額だというふうに思うのですが、先ほども若干議論があったのだけれども、当然、市の方もね、事業を計画し、そして国の補正予算の見込みもある程度見込んで、こうした事業を組んでいるのだと思うのです。

その結果、残念なこと大幅に減額になるという点で、非常に影響が大きい地元事業者にも影響が大

きいという点で、非常に余りにも影響が多過ぎて、私としては驚いているのですが、国の事情で、こういうふうにならざるを得ないというのはわかるのだけれども、当初見込みが、結果として甘かったからこうなった、というふうに捉えるとちょっと厳しい言い方になるかもしれないのですが、そんなふうにさえ感じるぐらいに、今回こういうふうな減額になっているのですが、その辺どのように受けとめているのか伺いたいと思います。

**○立花学都市開発課長** 今回、大幅な国費が減額になったという要因といたしましては、開発局等からのお話の中で、社会資本総合交付金の国費予算としては、過去、近年横ばい状態になっているのですが、それに比べて各自治体が老朽化している施設を修繕していかなければならないという要望がかなり大きく膨らんできている。

そういったことから、各自治体に割り当てる国費を配分する形になるものですから、これが今回、沖縄50%という形の、大きな金額にあらわれてきているのかなというふうには思っているのですが、市としては計画的に進めたいという思いの中で、要望を上げていくということで、今までと同じように進めているのですが、なかなかその国費が増えていかないという中では、非常にうちとしても進められない。進めたいけれども進めないというのが現状です。

**○松浦敏司委員** 一般的に私が感じたのは、熊本の震災が相当大きくあって、その影響もあるのかなと思ったのですが、そうではなくて、もともと、この社会保障総合何とかという中で、当初より、全国的にそれが要望が多くて、結果として、網走市として見込んでいた事業は、その影響を受けたとこういうふうな受けとめてよろしいですね。

**○立花学都市開発課長** 網走市だけ特別に50%削減されているわけではなくて、全国的に社会資本総合交付金を使った事業については、同じように減額をされているという実態になっております。

**○松浦敏司委員** いずれにしてもこのことによって、事業がずれてしまうことになってしまいますね。

それぞれ、これによって、今年はある程度の途中までにしなければならぬのと、中にはゼロということもあって、それはゼロの場合は、今後どんなふうになるのですか。

**○立花学都市開発課長** 今回、もともと予定をして

いた金額を、まるきりスライドするという形で、減額を行ったわけなのですが、例えば、ロードヒーティングにつきましては7,000万円を当初予定しておりまして、今回すべてを取りやめているという実態なのですが、どうしてもロードヒーティングの場合には制御する範囲というのが決まっております、ある程度大きな予算がないと、途中で例えば7,000万円の事業費のうち、1,000万だけやりましょうという形の事業の進め方が、なかなかできない事業ということもありまして、今年度ロードヒーティングにつきましては、来年度に事業としてスライドせざるを得ないという判断のもとで、スライドをさせていただいております。

ただ、事業として進めていかなければならないということについては、全体のロードヒーティング以外の事業もすべてそうなのですが、国の方には、積極的になんとか配分が大きくなるようにですね、国費を大きく予算としてつけていただくような要望としては、強めていきたいと考えております。

○松浦敏司委員 理解いたしました。

やはり、国自体がこの部分での予算を大きくしていくようにしないとだめだということなので、それはぜひ取り組んでほしいと。

議会としても、できることがあれば、そういった要請もしなければならぬというふう感じたところです。

以上です。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○川原田英世委員 今、松浦委員からお話があったように、市に対してもかなり影響があって、事業をやっている側の方たちにとっては大変なことなのかなというふうにとらえているのですが、先ほどもちょっと議論があったところだったのですが、既に契約してるとかそういったことはあるのでしょうか。

○立花学都市開発課長 社会資本総合交付金事業につきましては、要望額に対して内示という金額をもって発注事業という流れになるものですから、さきに発注をして事業を進めていたという事業についてはありません。

○川原田英世委員 理解しました。

それとロードヒーティングの事業、これは、とりあえず今年はということなのですが、確か耐久年数が既に過ぎているというふうには伺ったのですが、その状況をもう一度確認したかったのですが。

○立花学都市開発課長 現在、進めております桂ヶ岡線のロードヒーティング事業なのですが、耐用年数については、通常の大蔵省で言われている耐用年数は15年で、現在桂ヶ岡線については、16年から17年ぐらい経過しています。

状況としては、毎年修繕を部分的には行っているのですが、大がかりにヒーティングがきかないであるとか、そういう状態まではまだなっていない状況です。

ただ、やはり耐用年数も過ぎて、早い段階で整備を進めていかなければならないということは、原課としても強く思っておりますので、今年度できなかった分については来年度、積極的にやっていきたいというふうには考えているところです。

○川原田英世委員 わかりました。

耐久年数が過ぎているということもやっぱりあるということで、ただ先ほどの話にもあったように、部分的にはなかなか難しいということもあるというふうなことから、ここは今後も引き続き、国に対して声をあげていかななくてはいけないことになってくるのかなと思いますので。

減るということですから、何とも受けとめがたいことではありますけれども、そのことは理解させていただきました。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

それでは続きまして、議案第1号中、建築課所管分2件について一括して説明を求めます。

○小原功建築課長 議案資料の22ページをごらん願います。

平成28年度網走市一般会計住宅建設費補正予算（市営住宅解体事業）の追加補正について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、現在つくしヶ丘4丁目建設を進めております1棟40戸の市営住宅が、本年8月に完成する予定でございます。

移転完了後は、既存住宅の解体を行うこととなりますが、今回、約4棟20戸分の解体に対し、国の交付金が配分されましたので、市営住宅の解体に係る経費を追加補正するものでございます。

補正の額は2,900万円で、財源内訳等は記載のとおりでございます。

工事箇所につきましては23ページ、資料の枠組みされた11棟の中から、棟単位で移転が完了した4棟を、解体する予定でございます。

なお、今年度中に完成住宅のうち、主に単身者用

の住宅10戸の整備に対しまして、現時点で14世帯が入居を希望しておりますので、7月下旬になります。最終説明会とあわせ希望者14世帯がこのまま希望されている場合には、抽せん会を行い入居者を決定いたします。

その時点で解体箇所が確定することになり、また、今回入居できない方については、平成30年度完成予定の1棟50戸へ入居することとなります。

続きまして、議案資料の24ページをごらん願います。

平成28年度網走市一般会計住宅建設費補正予算（市営住宅長寿命化修繕事業）の追加補正について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、本事業は、公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的に長寿命化に資する改修工事を行うものでございます。

今回、国の交付金が配分されましたので、外壁及び屋根塗装に係る経費を追加補正するものでございます。

補正の額は1,920万円で、財源内訳等は記載のとおりでございます。

なお、工事を行うのは、25ページに記載のコーポ橋北2-1号棟でございます。

以上でございます。

**○渡部眞美委員長** 質疑に入ります。

**○田島央一委員** 4棟のみ解体ということで、入居者がもういないところを全部壊していくということで、確認ですけども。

**○小原功建築課長** 現在はこの枠組みされた11棟の中、1棟6戸長屋と1棟4戸長屋が混在しているのですが、どこの住棟につきましてもその入居者が今、入っている状況なものですから、こちらの方を今回8月に完成するその新しい団地、そちらのほうに入居が完了後に解体をするということになります。

住宅タイプとしましては、2LDKと3LDKのタイプもございまして、そちらの方は、希望者全員が移ることができるかと思っております。

今回、今時点で解体箇所が決定できないのは、2DK主に単身者の世帯が入居される住宅ですが、現在、単身者の方が多いことから、どうしても最初の住宅に入りたいという希望があるので、そちらの方については、どうしても今年度完成の住宅に入りたいという方が、10戸しか整備していないものですから、それ以上いらっしゃれば、どうしても抽

せんという形にならざるを得ないのかなと思っております。

**○田島央一委員** わかりました。

**○渡部眞美委員長** よろしいですか。

**○田島央一委員** つくし3丁目8番地は、今後、全部解体していくという方向でよろしいですか。

**○小原功建築課長** 今回この枠組みされた11棟については、すべて解体をするということで予定をしております。

ただ、同じ一団の団地なのですが、学園通り沿いに今この枠組みの上の方に同じような建物が、今6棟あるのですが、1番下の方は教員住宅です。上に1棟6戸長屋が5棟ありまして、そちらの方については、当面、家賃も上昇して、どうしても新しい団地に住みかえると家賃が上がってしまうので、住みかえられないという方もいらっしゃいますので、当面、この5棟については残す方向で考えております。

**○田島央一委員** その辺の配慮をされているということであれば。

承知しました。

**○松浦敏司委員** 今この枠組みされている棟に、現在、何世帯で何人が入居しているのか。

**○小原功建築課長** 41世帯でございます。

人数についてはちょっと。

また補足になりますけれども、今回は40戸に対して、今下のほうで41世帯ございますけれども、あの既存の住宅に住みかえたいという方もいらっしゃいますので、その方も合わせましてこの団地は、30年には全員の方が出られるものと思っております。

**○松浦敏司委員** ここは基本的には、全部解体するというお話があったのですが、その後の、この土地というのはどんなふうになるのか。

ただの更地になるのか。

新たな利用法は考えているのか、伺います。

**○小原功建築課長** 現在のところ更地にした状態にはなりませんけれども、後の土地利用計画については、今のところは未定となっておりますので、今後、その活用等について検討していくことになるかと思っております。

**○渡部眞美委員長** 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それではここで、お諮りをいたします。

議案第1号平成28年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分について、先ほどの企画総務部、水産港湾部、観光部関係分とあわせ全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第3号平成28年度網走市公共下水道特別会計補正予算について説明を求めます。

○中村昭彦下水道課長 議案資料26ページをごらん願います。

議案第3号平成28年度網走市公共下水道特別会計（下水道建設費）補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、国庫補助金の減額に伴いまして、公共下水道事業に係る工事費を減額補正するものでございます。

補正額ですが、歳出の予算は補正前の額が4億6,017万円で、補正額がマイナス9,000万円、財源内訳は記載のとおりでございます。補正後の金額は3億7,017万円でございます。歳入予算は記載のとおりでございます。

昨年の事業費ベースで対比しますと76%となっております。

補正後の施工箇所については、議案資料27ページに記載のとおりでございます。

内容といたしましては、スラッジセンター建築設備更新工事の取りやめ、南部地区雨水幹線管渠工事の延長を減らしております。

説明は以上でございます。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○田島央一委員 先ほど説明のあった、前年比76%というのは、事業費が76%に落ちたのか、76%減ということなのか。

○中村昭彦下水道課長 前年度比で76%になったということで、24%減ということですか。

○田島央一委員 承知しました。

スラッジセンターの建築設備更新工事の中止ということですがけれども、この辺は発注していたり、影響はありますか。

○中村昭彦下水道課長 建築設備の更新工事に関してはまだ発注しておりません。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○川原田英世委員 建築設備の更新、設備はどの部分に当たるのか教えていただきたいのですが。

○中村昭彦下水道課長 主に屋根防水です。

建物の中が漏水してしまっていて、漏水工事を主にしております。

○川原田英世委員 施設全体の運営に影響を与えるものではないということで、理解してよろしいのでしょうか。

○中村昭彦下水道課長 影響はないと思っております。

○川原田英世委員 わかりました。

○松浦敏司委員 この事業は必要があって組んだのですよね。

一定の老朽化なり、何らかの支障が生じるかもしれないというような状況の中で、こういった計画を立てたのだらうと思うのですが、これを中止してしまうと、何か起きる可能性があるのではないかなというふうに一般的に思うのです。

多分、この耐用年数が当然あって更新するというものなのだらうと思うのですが、それが中止になって大丈夫なのか、その辺伺いたいと思います。

○中村昭彦下水道課長 建築設備の漏水に関しては、電気室に漏水が入ってしまっていて、私自身としては、もうすぐにでもやりたいのですが、とりあえず応急処置で、修繕で直してきているので、今年もそれに対応できればなと思っております。

○松浦敏司委員 その意味では、またそういった事態が起きうる可能性は十分あるのですよね。

応急処置をせざるを得ないということが、たぶん起きるかもしれないということを想定していなければならないと。

こんなふうには受け止めさせていただきます。

○川原田英世委員 重複してしまっていてあれなのですが、電気設備の部分が漏水していると、それを直しているということだったのですが。

もし仮に大雨等で想定外のことが起きた場合、停止した場合、どういった影響があるのか教えていただきたいのですが。

○中村昭彦下水道課長 スラッジセンターという施設は、汚泥を肥料化する手前の脱水、水分を少なくする施設でありまして、脱水することができなくなるといって出てきます。

○川原田英世委員 脱水できなくなるということで、ただ、入ってくるものを止めるという形になるということなのでしょうか。

○中村昭彦下水道課長 汚泥が浄化センターから送られてくるのですが、消化槽というのが国道からずっと行くと卵型の施設に、一応、ためる状況にはあるんですけども、その生汚泥というものはある程度、少し脱水をかけてではないと、入れられないのですが、そこに直接入れることは可能かと思っております。

ただ、できる汚泥は若干、含水比が高くなったりということは考えられますが、堆肥に関しては、影響は出ないかと思っております。

○川原田英世委員 仮に止まったとしても、流れてきて、脱水はできなくなるけれども、その状態でも対応は可能だということで理解してよろしかったでしょうか。

○中村昭彦下水道課長 はい。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

○松浦敏司委員 確認したかったのは、この事業は、先ほど来あった社会資本整備事業、これに関連している事業なんでしょうか。

○中村昭彦下水道課長 社会資本総合整備交付金の中のメニューとしてあります。

○松浦敏司委員 この社会資本整備事業というのは、これは網走市の中で、この金額をここについては、こういうふうに使うとかというのは、網走市独自で判断できるものなのですか。

○中村昭彦下水道課長 道路部局、下水道部局とそれぞれ北海道で割り振ってきているので、北海道からおりてきている補助金に対してしかできないものですから、道路から下水道にもってくるとかということではできません。

○松浦敏司委員 ということは、使い方については道を通じて、定められているというか、網走市の中で例えばスラッジセンターでいえば、そうとう深刻な状況に近いのだらうと思うのですが、故障が起きていると。

だから、例えば、ここを優先的にお金を配分するということは、技術的には不可能だというふうに判断したらよろしいのか、その辺伺いたいと思います。

○石川裕将建設部長 社会資本総合交付金について、私の方からちょっとお話しさせていただきますと、総合交付金については、下水道課長の方からお話あったように、いろいろメニューがありまして、下水道事業とか道路事業とかわかれていまして、それはそれぞれ独立したもので、例えば道路事業か

ら、下水道事業に利用することはできません。

ただ道路事業の中でも、例えば歩道整備とかロードヒーティングとかいろいろメニューがありまして、その中で一部、やりくりというか流用できるものもあるのですが、ちょっと下水道と道路とか、そういう大きなくりの事業の中で、やりとりは今のところできないということです。

ただ、いま言ったように、道路の中でやりとりできる事業もありますので、それは先ほど、都市開発課長からお話あったように、ロードヒーティングをやめて、歩道整備に流用するとか、そういう中で、やりくりしているというのが状況でございます。

○松浦敏司委員 とりあえず、わかりました。

この下水道の関係については、これ以外にほかはないので、これを削らざるを得ないというふうに、捉えてよろしいですね。

○中村昭彦下水道課長 今年の事業内容としては、冠水対策、前の臨時議会で契約させていただいた、脱水機設備の更新と汚水管の老朽化による更生工事主だったものは、そうゆうふうになっています。

○松浦敏司委員 そういったものがあるのだけれども、結局今回このスラッジセンターについては、結果として中止せざるを得ない状況になってしまったと。

後の、他の方法としては、ないというふうに捉えていいのかどうか。

○佐々木浩司水道部長 水道部としても、今言った今年度の事業について、優先順位を決めながらやっています。

今回、スラッジセンターの中止した建築設備工事も、話したように漏水が影響した、漏水のために電気施設が故障した場合、影響があるということでやらせていただくことで、要求はしていたのですが、優先順位からいきますと汚水の、先ほど言った管の更生の部分ですとか、先ほど臨時議会で承認いただきました設備工事とか、機械設備工事とか、額が大きくて途中で分断できないような事業からまず、予算をとっていかなければいけないものですから、その中で、優先順位を決めてた中で、どうしても建築工事の方は中止せざるを得なかったと。

支障ないように、防水等の修繕工事で何とか対応できるだろうという判断をさせていただいて、来年度以降に持ち越しさせていただいたという現状でございます。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それではここでお諮りをいたします。

議案第3号平成28年度網走市公共下水道特別会計（下水道建設費）補正予算について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

---

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第12号財産の購入について説明を求めます。

○阿部昌和土木管理課参事 議案資料161ページ、資料10号をごらんください。

議案第12号財産の購入（除雪トラック専用車）についてご説明いたします。

1の購入理由ですが、現有車両は購入から15年以上が経過しており、金属疲労や経年劣化により、除雪作業に支障が生じていることから、国の社会資本整備総合交付金、建設機械分を活用し、車両を更新しようとするものでございます。

2の購入財産の概要につきましては、記載のとおりでございます。

162ページをごらんください。

今年度購入する10トン級除雪トラック専用車は、昨年度購入した車両と同型でございます。

最大の特徴は、トラック架台部に搭載しましたサイドウィングで路側帯に堆積した雪を奥に押し込むことにより、大きな吹き溜まりを予防することが可能となり、ドライバーの視界確保等に効果を発揮するものでございます。

去る5月18日に指名競争入札を行い、最低入札価格者と仮契約を行っておりまして、購入金額、相手方は資料に記載のとおりでありますことから、網走市財産条例第2条の規定に基づき、議会の議決をいただいた上で、本契約を行おうとするものでございます。

なお、納入期限につきましては、平成29年2月28日としておりますが、可能な限り早い段階での納入を目指しております。

以上です。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○田島央一委員 指名競争入札ということで、会社の数は、何社あったのかという点と入札予定価格は幾らだったのか、その点お願いいたします。

○阿部昌和土木管理課参事 まず入札予定業者につきましては、3社でございます。

予定価格につきましては、ちょっとお待ちいただけますか。

○渡部眞美委員長 暫時休憩いたします。

午後0時01分休憩

午後0時02分再開

○渡部眞美委員長 再開いたします。

○阿部昌和土木管理課参事 先ほどの入札予定価格でございますが、税込みで5,226万120円でございます。

○田島央一委員 そうすると、率としては何%になるのかな。

○阿部昌和土木管理課参事 率といたしましては、95.27%になります。

○田島央一委員 昨年と同型ということで、昨年も議論があったのですが、納品はできるだけ早くということをおっしゃって、昨年の車両は大体いつごろ納品されたのか、それと合わせて、大体ことしのめどがもし分かっているなら教えていただければ。

○阿部昌和土木管理課参事 昨年度の納品なのですが、28年の2月25日に納品となっております。

今年度につきましても、なるべく早い納品をということで、依頼するところではあるのですが、何分、受注生産ということもありますので、日にちは、まだ明確にはなっておりません。

○田島央一委員 承知しました。

ありがとうございます。

○渡部眞美委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りをいたします。

議案第12号財産の購入について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

---

○渡部眞美委員長 ここで昼食のため休憩をいたします。

再開は午後1時からといたします。

午後0時05分休憩

午後1時00分再開

○渡部眞美委員長 それでは委員会を再開いたします。

次に、請願2件、陳情4件について審査をしたいと思えます。

最初に継続案件の陳情第5号でございますが、提出先の網走9条の会より、6月9日付け取下願が提出されておりますので、委員会としてこれを承認してよろしいか、皆さんにお諮りをしたいと思います。が、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、陳情第5号については、取り下げということに決定をいたします。

---

**○渡部眞美委員長** 続いて、請願第9号地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願について、審査に入りたいと思えます。

**○川原田英世委員** これについて、内容が若干変わっていますが、毎回出ているというか、これまでも採択としてきたものだと思います。

特に今回、内容として入ってきたトップランナー方式については、地域がいま重要視されている中で、これからの地域の発展等にそぐわないものも出てきているのではないかということで、廃止することというふうに記載されていることから、また全般についてもですね、これまでと同じようにやっぱりしっかりと地域の立場として、表明していくものだというふうに私も考えますので、この請願はしっかりと上げていくべきものだと、このように考えるところで。

**○渡部眞美委員長** 他に御意見ございませんか。

**○松浦敏司委員** 請願の前文にも書いていますけれども、トップランナー方式というのが導入されたということで、これは、私も非常に問題のあるやり方だと思っております、本来の地方交付税のあり方という点からしても、これは非常に、本題に意識を持っているところです。

全体的に、今の状況を非常によくあらわしているものだと思いますし、記の内容についても賛同できますので、基本的には採択すべきだというふうに思えます。

**○渡部眞美委員長** 他の委員の皆さんの御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、今、採択すべきという意見がございましたので、全会一致をもって採択すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をさせていただきます。

なお、意見書案については、後ほど休憩をとりまして、行いたいと思えますので、御了承願います。

---

**○渡部眞美委員長** 続きまして、請願第10号平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出についての請願について審査を行いたいと思えます。

審査に入ります。

**○川原田英世委員** こちらの内容についても、前回は請願が出ております。

全国平均1,000円に達することができるよと。

デフレ脱却と、経済の好循環の実現に向けてということですので、しっかりとこれからも取り組んでいく課題だと思いますので、上げるべきだというふうに考えます。

**○渡部眞美委員長** 他の委員の皆さんは。

**○松浦敏司委員** この請願についても、まさに今全国的にも、全道的にも非正規労働者が非常にふえて、安倍首相も雇用がふえているというけれども、実は正職員は減って、非正規がふえているというだけのことであって、ますます不安定な雇用になっているという中で、これまでも最低賃金1,000円ということでは言われ続けてきて。

最近ではね、幾つかの政党で1,500円ということも言っているというように、やはり少なくとも最低でも1,000円と。

中小企業に対してもそういった特別な手当をしなければならぬと思えますけれども、しかし、安定した暮らしをしていくという点では、少なくともやっぱり1,000円以上の賃金というのは、必要だと思いますので、この請願についても採択すべきだと思います。

**○渡部眞美委員長** 他に御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、請願第10号平成28年度北海道最低賃金改定等に関する意見書提出についての請願について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

---

**○渡部眞美委員長** 続きまして、陳情第17号租税についてプライバシーに配慮しながら適切な課税を求める陳情について、審査に入ります。

委員の皆さんのご意見はいかがでしょうか。

○松浦敏司委員 読ませていただきまして、言われていることは確かだなというふうに思います。

今、問題になっているパナマ文書というのがありますように、世界の大金持ちが、あるいは大企業の経営者たちが、課税が低いといいますかね、そういった特定の地域、租税回避というふうに言われていますけれども、そういったことが行われているという点。

また今、一方で消費税が3%から5%、8%になり、そういう中であって、法人税だけはどんどん引き下げられていると。

そして、一方で大金持ちの人はそういった、租税回避地にお金を移して、課税逃れをしているというようなこともあって、そういう意味では、この陳情についてもしっかりと指摘をしているところで、私は、この陳情については採択すべきだというふうに考えております。

○渡部眞美委員長 ただいま松浦委員のほうから、採択すべきという意見がございました。

皆さんそれに賛同するということがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは陳情第17号租税についてプライバシーに配慮しながら適切な課税を求める陳情について、全会一致をもって採択すべきものと決定をしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

---

○渡部眞美委員長 続きまして、陳情第18号障がい者の参政権を担保するように関係法令の改正を求める陳情について、審査に入ります。

ご意見ございませんでしょうか。

○松浦敏司委員 読ませていただきましたけれども、ここで言っているとおりの状況は確かにあるのですね。

そういう意味では、改めて、陳情の内容を読ませていただいて、自分自身も非常に考えさせられるところがあるということで、さまざまな点で障がい者に対しての参政権をしっかりと担保するというのは必要だということなので、私は、この陳情については、採択すべきだと考えます。

○渡部眞美委員長 他の委員の皆様の御意見何かございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部眞美委員 異議ございませんという意見を今頂戴いたしましたので、陳情第18号障がい者の参政権を担保するように関連法令の改正を求める陳情について、全会一致をもって採択すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

---

○渡部眞美委員長 続きまして、陳情第21号オスプレイより確かなくらしを。安全保障関連法を廃止または執行停止して防衛予算を削減し、社会保障予算を拡充するよう政府と国会に意見書提出することを求める陳情でございますが、陳情者の網走9条の会より、意見陳述の申し出がございましたので、意見陳述することを了承してよろしいか皆さんにここでお諮りをしたいと思います。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員の皆さんから異議がないという御意見がございましたので、網走9条の会の方より、意見陳述をお願いしたいと思います。

なお、網走9条の会の方より、663名から成る署名が添えられて提出されていることを申し加えたいと思います。

よろしく願いいたします。

○陳情者 こんにちは、網走9条の会の森と言います。代表は午前中は出席させていただいたのですが、ちょっと所要がありまして、退席しましたので、私のほうから説明をさせていただきます。

貴重な時間をいただきまして本当にありがとうございます。

昨年9月、市議会に私たちは先ほど取り消しをいたしました、安保法案を廃止にしてほしいという陳情を行いました。

残念ながら、安保法は9月19日、参議院の本会議の可決を持って成立してしまいましたけれども、なぜ私たちが安保法に反対するかというと、昨年9月の議会の時に意見陳述させていただきましたので、私たちが、この論議の過程の中で、この法案の持つもう一つの側面について、とても不安を抱いていたことがありました。

安保法が通れば、自衛隊の活動は、当然、海外に広がりますので、防衛予算の増額は避けられないだろうということでありました。

そして、そのようになれば、1番削減されやすい

のが、社会保障関連予算ではないかというふうに、大きな不安を持っていました。

2016年の国会予算においては、防衛予算は5兆円を超え、事故が相次いで反対の声が多く挙げられているオスプレイ4機、447億円を初めとして、日本の防衛予算は世界第5位とも言われています。

一方私たちの足元はどうでしょうか。

何か私たちは実感としては、私たち国民にとっての危機はむしろ足元から広がっているような、気がいたします。派遣労働や賃金格差、貧困の問題が拡大しておりますし、生活保護や年金の切り下げが行われ、老後破産の問題などが大きくクローズアップされたりしています。

若者が、将来に本当に希望を持てるのだろうかということも感じられます。

先ほどお話がありましたけれども、非正社員は昨年度18万人増加し、その中でも、中高年が非常に増加しているというふうに、新聞にも出ていました。それから、非正社員やアルバイトから正社員になったけれども、今までよりも給料が減って、生活も苦しくなった。長時間労働になったという声も、今日の新聞にも載っていました。

そういうことを考えると、防衛予算よりも社会保障予算を拡充すべきであるというふうに私たちは考えています。

もっと確かな暮らしを国民に保障していく。そのようなことからいえば、安保法によって、自衛隊が海外に行くということが可能になったわけですがけれども、アメリカが進めてきた世界の秩序づくりという、それは軍事力によって進めてきましたけれども、シリアを見ると国の半数が難民であり、どんどん外に避難して行っている。

国として成り立つのかどうなのかということろまで、追い込まれていますし、イスラム国と言われるような深い闇も台頭してきました。

やはり平和は軍事力ではなく、対話や外交努力、今まで9条のもとで歩み続けられてきたそういう平和主義によって築き上げていくものというふうに考えます。

この安保法案は3月に施行されたばかりですがけれども、廃止または執行停止というのは可能だと思います。ぜひ、そのようなことを実現して、もっと人々のたしかな暮らしを保障するような、社会保障予算の拡充を国や政府や国会に意見書を提出する。そのことを求めていきたいと思えます。

これが今回の、陳述の趣旨です。

どうぞご検討よろしくお願ひいたします。

**○渡部眞美委員長** 森さん、ありがとうございます。

それでは、陳情第21号について審査に移りたいと思います。

**○川原田英世委員** 陳情者からのお話にもあったとおりだと思います。

限られた予算の中、また国として、人口も減少し、どういった選択をして予算を配分していくかという中で、社会保障費、しっかりと国民全体にいきわたる社会保障の確立というのは、表面的にこの国は総中流と言われた時代があり、確立されてきた時代もあったと思いますが、今になってそれは子供の貧困と言われるようになってきたかですね。

また、地域間の格差、個人の格差が拡大していく中で、徐々に徐々にその形は崩れ、露呈してきたのかなとも考えさせられるところです。

やはり社会保障の充実というところが、何よりも緊急的な課題であり第一に予算付けをするところとそういうふうにも私たちの考えるところでありますし、それがあってこそ経済的な効果も生まれてくるというふうにも考えておりますので、この陳情はぜひとも提出すべきだというふうに考えます。

**○工藤英治委員** 国を守る防衛なくして、平和だけ守られるのか。

日本はかつて日清戦争、日露戦争、偶然勝たせてもらいました。完膚なき勝利ではないのです。

当時、戦費もイギリスから調達し、また、防衛機器、戦艦三笠もそのほか、すべて英国から買い、求められて、そして、イギリスの後ろ盾があつて初めて、日清戦争も日露戦争も講和による勝ちという。明治23年のことです。日露戦争も、日清戦争も。

アメリカも、1776年でしたか。独立宣言です。そして第1代ワシントン大統領。他の国と絶対同盟は結ばないという、国是でした。

1823年、モンローが他の国との一切の内政不干渉。いわゆる、モンロー主義です。

そのおかげで、非常に豊かさを蓄積して、日本が真珠湾に仕掛けるまでは世界経済の50%以上を把握しております。

近隣国の力の均衡、これが崩れたときに、日清戦争も日露戦争も行われました。

アメリカがスービック、フィリピンから出て行っ

たとき、中国が南シナ海に進出して来ています。

日本はいま力の均衡が崩れているのがわかっているし、またアメリカも戦後、世界の警察を自認してきて、世界も認めてきているわけですが、一国で世界の警察ができない状況下に置かれるほど、近隣諸国が台頭してきているのも現実です。

日本が中国に進出し、得たのが台湾と遼東半島、渤海諸島、そして朝鮮を独立させて自分の庭にしてしまった現実。

力が崩れた以上、当然、中国もそういった形で、今、行動しているさなかで、アメリカも、近代、それこそモンロー主義というか、自国のみに返って仕事している、さなかやもしれません。

日本は、今、平和を守るには、アメリカとの同盟をきちんとしなかったら、日本が第二次世界大戦で負けた1番大きな原因は、イギリスとの同盟破棄なのです。

自国だけで日本は日本の平和を私は、守れない。

それは経済、そして、国民の福祉向上等も守れないに匹敵すると、私は思っておりますので、この件に関しては、同意しかねる、そう思っております。

**○渡部眞美委員長** 他の委員の方の御意見を。

**○佐々木玲子委員** 今の、工藤委員からのお話ありましたけれども、私どもとしまして、この安全保障法関連法案を廃止するという事は、全く逆の考え方で、安全保障法案はきちっと新三要件もつけて、充実したものにしたら私たちは確信をしておりますから、これに関しては全く賛成できません。

そういうことで、社会保障の予算を拡充するという、そういうお気持ちはわかりますけれども、これ全体の題号からいきますと、賛成しかねるということで、意見を述べさせていただきます。

**○松浦敏司委員** ちょっとそれに先立って、新聞報道で、陳情者が、陳情を届け出にきた時に、副議長の方から意見が述べられたというような報道がありましたね。

ちょっとこれは、この場でどうのこうのというふうにはならないと思うのですが、議運の中でも、ちょっとその辺、検討していただければなというふうには思いますが、今、工藤委員からお話、佐々木委員からもお話がありました、工藤委員のほうからは、いろいろな歴史のお話をされました。

それはそれとして、歴史はそうです。

ただ、今の日本というのは、どこから出発しているかと言えば、第二次世界大戦を、侵略戦争を行っ

て、2,200万人以上のアジア諸国民の命を奪い、国内的にも320万人を超える尊い命を奪ってしまったと。この教訓から今の平和憲法というのが、でき上がったということです。

そこでは、武力というものは持たないし、行使もできないと明確に書いているのですね。

だからそういう意味では、自衛隊のあり方については、いろいろ議論があるところですが、それは置いておいて、いずれにしても、今また新たに、自衛隊がきのうでしたか、出て行きましたけれども、そういったことが起きているという。

今、陳情の中にもありましたけれども、そういう形で年々こういう日が増大し、ついに5兆円を超えてしまうという状況になっていると。

そういうことを見ますとね、やはりあの、憲法の立場から言えば、防衛費をそんなに持っていいなどと一切書いていないし、武力を持つなというふうに書いているぐらいですからね。

そこがやっぱり大事なんだろうと思います。

そして、やはり大事なのは、ここの中にもあるように平和都市宣言の中で、「永遠の平和は人類すべての願いです」というふうに網走市として宣言しているのです。

網走市として、やはり市民から上がってきているこの陳情というのは、非常に重いのだろうというふうに思いますし、ここで言われているように、オスプレイ4機で447億。

これは実は、オスプレイは実際の値段はそんなにしないとされていて、だいたい50~60億だろうと言われているのに、日本にはなぜか1機100億を超える金額になっているというようなこともあります。

いずれにしても、私たちの国は、平和主義、国民主権、基本的人権の尊重と、この三大原則というのを持っているのです。

そういう点からすれば、今大事なのは武力に対して武力ではなくて、やっぱり、話し合いというのがなければ、武力と武力なら、必ず戦争がおきます。

それはやはり、あつてはならない。

いくら中国の脅威とか、いろいろな国の脅威があったとしても、やはり基本は、まず外交。

そして話し合いということの基本にしないと、平和は保たれないというふうに思います。

その意味で、この陳情は非常に、663筆という署名も加わっておりますから、ぜひ採択すべきものだ

と強く思います。

以上です。

**○渡部眞美委員長** ただいま、それぞれの結政の皆さん、志誠会さんの方の御意見、公明クラブさんの方の御意見と松浦委員の意見の中では、一致を見ていないわけですが、他の方の御意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会派の中の意見で一緒と、よろしいですか。

それでは、陳情第21号については、意見の一致を見なかったため、継続とすることとなりますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

**○渡部眞美委員長** ここで先ほど採択となりました、請願及び陳情につきまして、意見書案の準備がございますので、ここで暫時休憩をしたいと思います。

午後1時28分休憩

午後1時30分再開

**○渡部眞美委員長** それでは再開いたします。

お手元に意見書案、それぞれ配布をさせていただきました。

御確認をいただいたと思いますので、それぞれ確認をさせていただきます。

請願第9号地方財政の充実・強化を求める意見書案につきまして、委員長名により、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

内容については、委員長名により委員会として意見書案を本会議に上程することに決定をさせていただきます。

**○渡部眞美委員長** 続きまして、平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書案について、この内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

こちらの方も委員長名によりまして、委員会として意見書案を本会議に上程することに決定をさせていただきます。

**○渡部眞美委員長** 続きまして、租税についてプライバシーに配慮しながら適切な課税を求める意見書案について、この内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは委員長名により委員会として意見書案を本会議に上程することに決定させていただきます。

**○渡部眞美委員長** 続きまして障がい者の参政権を担保するように関係法令の改正を求める意見書案について、この内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは委員長名により委員会として意見書案を本会議に上程することに決定をさせていただきます。

以上で、請願陳情についての審査は終了いたしました。

**○渡部眞美委員長** 最後になりますが、農作物の作況調査の実施についてを皆さんと議論をさせていただきたいと思います。

当委員会所管の事務調査といたしまして、例年実施している作況調査について、本年度も行うかどうかということを皆さんの御意見を伺って、本日決定をしたいと思っております。

まず、本年も行うということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように、決定をさせていただきます。

なお、実施日についてですが、日程を事務局のほうで調べていただきましたが、8月3日火曜日が作物の状況等も含めて、都合がよいのではないかと、8月3日ごろを予定したいと思います。

その日を予定したいと思います。

3日に実施するというのもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また、調査内容訪問先等については、農政課に案を依頼しておりますので、その間、何かありましたら、委員長もしくは副委員長のほうに言っていただきたいと思います。

次回の委員会で、その内容についてお諮りをしたいと思いますので御了承下さい。

次回の委員会の開催ですが、案の作成状況などによりまして、日程を調整させていただきたいと思っております。

後日、皆さんに御案内をしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

最後に、その他でございますが、何か委員、理事

者の皆さんありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは以上をもちまして、総務経済委員会を閉  
会いたします。

ご苦勞様でした。

午後 1 時33分閉会

---